



島根県報

平成25年 2月22日 (金)

号外 第 1 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第117号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	日貫川本線	江津市桜江町川越160番1地先から同956番3地先まで	前	メートル 3.50～10.00	420.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 不用物件発生 河川管理者へ移管 事業用地と交換
			後	6.00～29.00	580.00	
		前	3.50～10.00	356.50		
		後	6.00～29.00	580.00		
〃	白上横田線	益田市横田町2530番5地先から同地先まで	前	5.55	4.97	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
後	5.55～7.70	4.97				
〃	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町今津小川145番1地先から同町西田三浦322番8地先まで	前	8.07～46.80	641.40	隠岐支庁県土整備局 道路改良工事 拡幅
			後	8.64～46.80	641.40	

島根県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市下東川津町3330番3地先から同市西川津町628番6地先まで	メートル 800.00	平成25年 2月23日	松江県土整備事務所	
〃	白上横田線	益田市横田町2530番5地先から同地先まで	4.97	平成25年 2月22日	益田県土整備事務所	